

金田法相「成案が出てから」40項目リスト①

- ①個々の穴を個別の法律の改正で考えていく考え方と、包括的な共謀罪で対応していくという考え方の、どこに共通点があるのか
- ②共謀罪、陰謀罪というカテゴリーと予備罪、準備罪というカテゴリーのその間に新しい犯罪類型を設けるという帰結になるか
- ③共謀罪法案と、内心の自由、思想の自由、人身の自由と考量し、どういう判断基準を用いて合憲だと判断するのか
- ④監視の網を広げる監視社会か、任意捜査を広げる冤罪社会か、どちらを目指すのか
- ⑤新共謀罪は、客観的に相当の危険性がなくても処罰するのか
- ⑥予備罪の手前で処罰することは、共謀罪と限りなく近づけるということか
- ⑦テロ等準備罪は正式な罪名か
- ⑧三事例は立法事実なのか
- ⑨三事例の穴が塞がった場合、三事例以外にあるのか
- ⑩立法事実その四は、今現時点で、あるのか
- ⑪何が組織的犯罪集団に該当するのか
- ⑫組織的犯罪集団について、大臣と刑事局長の答弁の食い違いについて
- ⑬正当活動団体で性質が一変したら組織的犯罪集団に当たり得る点
- ⑭正当活動団体で性質が一変したら組織的犯罪集団に当たるか（具体例：自然環境保護団体→座り込み、労組→社長室閉じ込め、会員制リゾートクラブ運営会社→詐欺）
- ⑮脱税を企図して毎年粉飾決算を行っている会社は組織的犯罪集団か ※答弁は加藤 法務省大臣官房審議官
- ⑯準備行為が構成要件か、処罰要件か
- ⑰「合意だけでは逮捕できない、合意プラス準備行為がなければ逮捕できない」ことは実務上の運用ではなく、法文上当然明らかかどうか
- ⑱準備行為が構成要件に該当するかどうか

金田法相「成案が出てから」40項目リスト②

- ⑯共謀・計画があり、その書面を実行者に渡したケース。毒入りカレーで人を殺す計画の際、まずカレーだけをつくったケース。これらは実行準備行為に当たるか。
- ⑰実行準備行為の概念、具体的な実行準備行為に当たるかどうかを明らかにせよ
- ⑱実質的に重要な意義を持たず、客観的に相当の危険性が認められない程度の準備であっても、検挙が可能か
- ⑲合意のメモは共謀の実行準備行為か
- ⑳メール、LINE、電話等でも共謀が認定される場合があり得るか
- ㉑目くばせだけで合意が成立するか
- ㉒LINE等、閲覧しただけで合意となるのか
- ㉓共謀段階から任意捜査が可能かどうか
- ㉔共謀段階で、任意捜査を含めて捜査ができるのか
- ㉕純粋に政治上その他の主義主張に基づくテロは、金銭的その他の物質的利益に一切関係がなければ、含まれないのか
- ㉖目標が純粋に非物質的利益にあるテロリストグループや暴動グループは、原則として、組織的な犯罪集団には含まれないか
- ㉗過去の法案に、TOC条約を実施のため、必要最小限に必要なもの以外が国内担保法として入っていたかどうか
- ㉘対象犯罪の数の絞り込みについて
- ㉙対象犯罪を限定することについて
- ㉚TOC条約の批准には、重大犯罪の全てを共謀罪の対象にしなければいけないか
- ㉛対象犯罪の絞り込みについて
- ㉜収賄、事前収賄の共謀とは何か
- ㉝著作権法に共謀罪は適用されるか
- ㉞与党に提示した案にテロという文言は入っていたか
- ㉟与党に配られた共謀罪法案にテロという言葉がない
- ㉞政府検討案原案にテロリズム、テロ組織の用語の定義がない
- ㉙組織的犯罪集団に「テロリズム集団その他の」を加えると、刑罰法規の意味は変わるので

組織犯罪処罰法改正案

第一条（目的）

この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、および犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

「テロ」が入っていない！

テロ関係条約のうち日本が未締結のもの*

1. 航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書（北京議定書）
2. 国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約（北京条約）
3. 航空機内で行われた犯罪その他のある種の行為に関する条約の改正に係る議定書（東京条約改正議定書）
4. 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の二千五年の議定書（海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書）
5. 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の二千五年の議定書（大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書の 2005 年議定書）

*国連のテロ対策に関するホームページ(<http://www.un.org/en/counterterrorism/legal-instruments.shtml>) にある条約のうち未締結のもの

国際組織犯罪防止条約（ＴＯＣ条約）

第20条 特別な捜査方法

1 締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合には、組織犯罪と効果的に戦うために、自国の権限のある当局による自国の領域内における監視付移転の適当な利用及び適當と認める場合には電子的その他の形態の監視、潜入して行う捜査等の特別な捜査方法の利用ができるように、可能な範囲内で、かつ、自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとる。